

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から同年3月まで
家族全員が国民年金に加入していたので、私が20歳になった時に父が加入手続をしてくれ、同居していた私は学生だったので、保険料は父が納付してくれていた。

保険料は、3か月ごとに市役所の職員が集金に来ていた。

保険料はすべての期間納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後は、国民年金に任意加入しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が昭和44年12月に結婚するまで申立人と同居していたその両親及び兄は、申立期間について保険料を納付しており、両親においては、被保険者であった期間について、すべて保険料を納付している。

さらに、市役所の職員による保険料の徴収が行われていたことが確認でき、申立期間の保険料は国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和38年5月）からみて過年度分に当たるが、市役所では、過年度分の保険料についても徴収していた可能性があったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

国民年金の加入手続は、昭和54年9月の退職により厚生年金保険の被保険者資格が無くなったので、自分でA市役所で行った。また、保険料の納付は、自分でB農業協同組合C支店で毎月納付していた。

保険料は月額3,200円から3,300円ぐらいと記憶している。

申立期間について、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和63年度の申請免除期間についても追納をしているなど、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められず、申立期間前後の期間を納付しているにもかかわらず申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時の保険料額を3,200円から3,300円と記憶しており、実際の保険料額(3,300円)とおおむね一致していること、及び国民年金の加入手続や納付方法、納付場所等、申立人の主張に、全体として不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

平成 8 年 10 月 16 日付けの A 社会保険事務所からのお知らせで、昭和 61 年 4 月 1 日以降の国民年金保険料について、未納期間が明記されていなかったのに、62 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納とされていることは納付できない。申立期間の前後は口座振替によりすべて納付しているのに、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 51 年 10 月から国民年金に任意加入している上、申立期間以後の期間は申請免除期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の昭和 60 年度及び 62 年度の保険料については B 市の国民年金被保険者名簿により毎月自主納付していること、及び 60 年度以前については不明であるものの、昭和 62 年 7 月から平成元年 12 月までの保険料については申立人の所持する預金通帳により、口座振替で納付していることが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間に係る国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続の時期は昭和 62 年 4 月ごろと推定される上、申立人は申立期間直後から国民年金保険料を納付していることから、申立期間についてのみ保険料の納付が可能だったにもかかわらず、納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年5月までの期間、49年8月、同年9月、52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年5月まで
② 昭和49年8月及び同年9月
③ 昭和52年2月及び同年3月

A町役場から送付された特例納付による未納保険料の納入については、はぎを見て、昭和55年6月ごろ同町役場に出向き、特例納付で未納期間11か月分を現金で納付した。納付を証明する資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する時期は、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と一致している。

また、第3回特例納付の際に、A町役場から未納期間のある加入者にははぎを作成して納付を勧奨していたことが確認でき、社会保険事務所発行の納付書を同町役場に備え付けて交付していたことが考えられることから、申立人が同町役場に出向いて納付したとする主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から52年11月までの期間、53年7月から56年3月までの期間及び同年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から52年11月まで
② 昭和53年7月から56年3月まで
③ 昭和56年7月から57年3月まで

昭和46年3月、夫の国民年金保険料を集金に来ていたA市の国民年金推進員に、国民年金の加入手続を依頼し、国民年金に加入した。

国民年金保険料は、A市では、夫の保険料と一緒に、当初は集金人の国民年金推進員に納付し、その後は納付書により納付した。

また、B町（現在は、C市）に転居してからは、夫の保険料と一緒にB町D出張所又はE信金F支店において保険料を納付した。

申立期間について、一緒に保険料を納付していた夫は、保険料が納付済みとなっているのに、自分の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無い上、一緒に保険料を納付していたとするその夫も、国民年金の加入期間である約35年間、保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入状況について、昭和46年3月ごろ、自宅にその夫の保険料を集金に来たA市の国民年金推進員に加入を勧められ加入したとしており、国民年金の加入手続及び自身の保険料の納付を始めた時期について、明確に記憶している。

さらに、申立人は、その夫の保険料と自分の保険料をまとめて納付していたところ、少なくとも社会保険庁の記録により納付日が確認できる期間については、納付期限内に夫婦同一日に保険料が納付されていることが確認でき、申立人の主張に不自然な点はみられない。

加えて、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 2 月に B 町において払い出されたものであるが、一方、申立人には、この手帳記号番号の払い出しを前提とすると、時効により保険料が納付できない期間に保険料が現年度納付された記録があり、このことは申立人に別の手帳記号番号が払い出された状況をうかがわせる。

その上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号の払出簿には、申立人の手帳記号番号の氏名欄に申立人の氏名は記載されておらず、空欄となっており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

平成元年3月31日までA社に勤務し、勤務していたすべての期間の給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成元年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人に係るA社における平成元年2月の社会保険庁のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届と複写式となっている、事業主が保管する厚生年金基金資格喪失届における申立人に係る資格喪失日は平成元年3月28日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和59年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月30日から同年10月1日まで
② 昭和59年5月26日から同年6月1日まで

申立期間①について、昭和52年4月30日から同年10月1日まではC社に勤務していた。同社は、同年4月20日ごろ和議の申請を行い、その後、同社のD支社にいた役員が、E社を設立したので、他の従業員と一緒にこの会社へ移った。

また、申立期間②のA社の資格喪失日が昭和59年5月26日になっており、F社の資格取得日が同年6月1日になっているため、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白期間が生じているが、両社は系列会社で同じ場所にあった。

申立期間②の期間は給与明細書があり給与から厚生年金保険料が控除されていた。

申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録、給与明細書、昭和59年度の源泉徴収票及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述により、申立人がA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における昭和59年4月

の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、雇用保険の記録により、昭和52年4月30日から同年8月15日まではC社で勤務していたことが認められるが、同年8月16日から同年10月1日までについては、E社に勤務していることが確認できる。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和52年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①の一部は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の役員は、「昭和52年は、当該事業所が倒産し混乱した年であり事後処理に追われていた。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に当該事業所からE社へ移った者27人全員に、厚生年金保険の加入記録に空白期間が存在する。

加えて、上記27人のうち所在が確認できた18人に照会したところ8人から回答があったが、申立期間①についての厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

一方、E社については、社会保険事務所の記録によると、昭和52年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①については適用事業所に該当していなかったことが確認でき、事業主も同日から業務を開始したと述べている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所の資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

また、A社C営業所の資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月29日から同年3月1日まで
② 昭和43年8月31日から同年9月1日まで

申立期間①は、A社B営業所から同社C営業所への転勤によるものであり、厚生年金保険の加入記録に空白期間があることはあり得ない。

申立期間②は、A社を昭和43年8月31日に退職したため、資格喪失日は同年9月1日となるはずである。

保険料控除の事実を証明する書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録及び申立人と同日に転勤したA社B営業所長の供述により、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は転勤（昭和43年3月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動。）による欠落期間であり、申立人と同日に転勤した営業所長にも申立人と同様の欠落期間が見られることから、当該事業所が意識的に厚生年金保険の資格喪失日を末日にしたとは考えられず、事務処理に何らかの誤りがあったと思われ、このような状況の下、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとは考え難い。

なお、当時、A社においては、営業所の給与計算は、まとめてD支社で行っていた一方、社会保険に関する届出事務は各営業所ごとに行っていたことから、月末退職の者についても社会保険の喪失日が月末か月初かに関わらず、毎月25日支給の給与から当月控除されていたものと推測される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年2月の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における同年1月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人は、「A社C営業所を昭和43年8月31日に退職したので、資格喪失日は同年9月1日となるはずである。」としているところ、雇用保険の記録により、申立人が同年8月31日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、①前述の営業所長は、「給料日が25日で、厚生年金保険料は当月控除であり、月末退職者の最後の給料から保険料を控除していないことは考えられない」と述べていること、②申立人と同様にA社C営業所を最後に退職した者の社会保険事務所の記録を確認したところ、末日喪失者が3人、1日喪失者が4人おり、所在が確認できたそれぞれ一人に照会したところ、両者とも「末日まで勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと思う」と述べていることから判断すると、申立期間①と同様に事務処理に誤りがあったと考えられる。

なお、当時、A社においては、道内の営業所の給与計算は、まとめてD支社で行っていたところ、社会保険に関する届出事務は各営業所ごとに行っていたことから、月末退職の者についても社会保険の喪失日が月末か月初かに関わらず、毎月25日支給の給与から当月控除されていたものと推測される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和43年8月の標準報酬月額については、申立人に係るA社C営業所における同年7月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

- 3 申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は現在清算中であり、清算人は「清算に必要と思われる資料のみしか保存されておらず、厚生年金保険関係については回答できない。」としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年3月1日及び同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日及び同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び8月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 730

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答があった。

私は、当時、毎月自宅に来ていた集金人に、国民年金保険料を支払っていた。夫の母（A子）の保険料と一緒に払い、金額は270円程度であったと記憶している。保険料は支払っており未納であることは納得できないので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月から44年9月まで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は44年10月に払い出されており、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険加入者であり、申立人は任意加入対象者であったことから、その時点では、制度上、さかのぼって加入することができず、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の記憶も定かでないため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人はその義母の保険料と一緒に納付していたとしているが、義母の保険料納付は、昭和45年1月からであり、申立期間とは異なる期間であ

る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年7月まで

昭和36年当時、A市役所の職員が来て、国民年金に25年間加入したら年金がもらえると言ったので、将来のことを考えて最初から国民年金保険料を納付した。当時の国民年金保険料は100円だったと記憶している。毎月いつも同じ職員が集金に来てくれ、細長い領収書にスタンプを押してくれた。

昭和57年8月に水害に遭い、当時の書類、領収書などは水についたり流されたので、当時の領収書は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、①国民年金保険料の納付方法について、「国民年金手帳とは別の細長い領収書にスタンプを押した。」としているが、当時、A市では国民年金手帳に印紙をはって検認する印紙検認方式が採られていたこと、②申立期間当時、市役所職員から「任意加入だが、25年間加入すれば国民年金を受給できる。」という説明を受けたとしているが、申立人及びその夫は、申立期間当時、共に強制加入被保険者であったこと等から、申立内容に不自然さがみられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和43年9月6日に任意加入の資格を取得した記録があり、同年9月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認される上、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立期間は76か月と長期間である上、申立期間以外にも複数の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年3月まで

申立期間当時、私は実家で両親や兄夫婦と同居していたが、国民年金保険料について、A市の区役所から3か月ごとに自宅へ集金に来ていたことを記憶している。義姉（兄の妻）の国民年金の領収書に集金人の名前があったことを記憶しているので、私の分も当該集金人が集金していたはずである。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市の区役所から集金人が自宅を訪れ、同居していた申立人の義姉（兄の妻）の所持する国民年金保険料の領収書に記載された集金人の名前を記憶していることから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の義姉（兄の妻）の供述及びその所持する国民年金保険料の領収書の写しから、その義姉の保険料の納付事実は確認できるものの、申立人の申立期間に係る保険料の納付についての証言は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月に払い出されており、この時点において申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、母親自身も申立人の申立期間と重なる期間の保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和45年2月に国民年金現年度分保険料の納付を行った際に、A市役所B支所職員から「今なら10年(ぐらい)さかのぼって納付できる。」と説明を受け特例納付を行った。納付は自分が夫婦二人分を一緒に行っているはずであり、自分だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所で特例納付を行ったと主張しているが、当時、同支所では、印紙検認方式による現年度分の国民年金保険料のみを収納しており、過年度分の保険料及び特例納付の収納事務は行っていなかったこと、及び同支所庁舎内の金融機関でも特例納付ができなかったことが確認でき、申立人の供述には不自然さが見られる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付金額を記憶しておらず納付状況が不明確である。

さらに、申立期間以外にも未加入期間が存在し、かつ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いほか、申立人が納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、42年4月から43年3月までの期間、44年6月から同年12月までの期間、45年10月から46年12月までの期間及び51年10月から54年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和44年6月から同年12月まで
④ 昭和45年10月から46年12月まで
⑤ 昭和51年10月から54年2月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①、②、③及び④のうち昭和46年6月ごろから同年12月までの期間については、母親と同居しており、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。また、申立期間④のうち45年10月から46年5月ごろまでの期間については、前妻の保険料と一緒に納付していた。申立期間⑤については、妻が国民年金保険料を納付していた。

いずれの申立期間についても、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の回数は5回、申立期間は合計75か月と長期間である。

また、申立人の母親と同居していた申立期間①、②、③及び④のうち昭和46年6月ごろから同年12月までの期間については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付状況の詳細が不明である上、その母親が申立人と母親自身の二人分の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、いずれ

の申立期間についても、申立人の母親自身は国民年金に加入しておらず、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間④のうち家庭の事情により転居したことから申立人の母親と同居していなかった期間については、国民年金保険料は納付しなければならないと認識していたので、申立人の前妻の保険料と一緒に納付したと主張しているが、保険料の納付状況及び納付金額の記憶が曖昧であることに加え、前妻の当該期間の大半の国民年金保険料は未納となっていることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤の期間については、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻は保険料を納付した記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間以降にも国民年金保険料の未納期間がある上、申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 735

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から60年5月まで

国民年金の加入手続は、昭和54年7月にA社を退職した後、B市役所で行った記憶がある。国民年金保険料の納付については元妻が行っており、私自身は直接かかわっていないため状況は分からないが、女性が集金に来ていたこともあったようだと記憶している。

納付を証明する資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料の納付にかかわっていたとする申立人の元妻から納付状況等について具体的な供述を得ることができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は70か月と長期間である上、申立人は保険料の納付に関して具体的な記憶が無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間については、納付にかかわっていたとする申立人の元妻も国民年金保険料が未納となっているほか、申立期間当時に居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月、同年4月、44年7月から51年3月までの期間、51年6月、同年7月、52年1月から同年3月までの期間、52年6月から同年10月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月及び同年4月
② 昭和44年7月から51年3月まで
③ 昭和51年6月及び同年7月
④ 昭和52年1月から同年3月まで
⑤ 昭和52年6月から同年10月まで
⑥ 昭和53年1月から同年3月まで

社会保険事務所から、申立期間について国民年金保険料が未納になっているとの回答をもらったが、一部船員保険の加入期間があるものの納税準備預金元帳に国民年金保険料の支払記録があるので、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は96か月と長期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和53年9月と推定されるが、この時点では、申立期間は一部時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A漁業協同組合が保管する納税準備預金元帳の引落記録

により国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該元帳の引落記録に記載されている保険料の借方金額は、申立人の両親の保険料の納付金額とおおむね一致していることからその両親の保険料控除であると推認でき、申立人の保険料が当該納税準備預金元帳から引き落とされた状況は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

夫と同じ職場のA社（現在は、B社。）を昭和53年1月に退職した後、国民年金（任意加入）に加入した。

当時、C支店で庶務を担当していた女性の助言で、夫の給与から天引きで国民年金保険料を納付する手続きを行い、その後、夫がD支店、E支店へと転勤したときも順調に保険料を納付していたが、加入記録を確認したところ、E支店で納付していた申立期間の保険料が未納となっていた。

自分で資格喪失の手続をした覚えも無く、また、夫がE支店で勤務していた時の担当女性が、夫に伝えず無断で資格喪失の手続をしたとは考えられないので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、給与明細書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に直接関与していない上、給与から保険料を天引きされていたとする夫も、保険料の納付方法についての記憶があいまいなため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料については、昭和53年1月から58年4月まで納付していたことが確認できるものの、B社では「社員の給与から配偶者の国民年金保険料を控除し、被保険者である配偶者に代わって保険料を納付するようなことは行っておらず、規定上もできない。」と証言している上、同社を通じて申立期間当時、E支店事業所で庶務を担当していた女性に確認した結果も同様であった。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、資格喪失日（被保険者でなくなった日）が昭和58年5月24日と記録されており、当該資格喪失日は、申立

人に係るF市の国民年金被保険者名簿に記載されている喪失年月日と一致していることから、行政側が一方的に申立人の資格喪失処理を行ったものとは考え難い。

なお、申立人から提供された資料に基づき、申立人の夫がE支店事業所に勤務していた当時、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたか否かを、複数の夫の同僚の配偶者を対象に調査した結果、いずれも申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を納付していた事実は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 738

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年3月まで

申立期間は大学生で、A県B市（現在は、A県C市D区）に住んでいた。住民票は実家のE町に置いたままだったと思う。母親がE町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月集金に来る役場担当者に納付していたので、保険料が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を毎月集金に来るE町の担当者に納付したと述べているが、同町では、申立人の母親が主張する担当者は実在したものの、保険料の集金を行っていたことは無いと明確に否定し、水道料金とごみ手数料金の集金のみを行っていたとしている。

また、申立人は、昭和57年3月にA県F市に住居登録後、58年4月に同県B市に転居していたこと（昭和60年3月まで）がE町保管の戸籍の附票の記録から確認でき、申立期間当時、申立人の母親が同町で申立人に係る国民年金の加入手続きを行うことはできない上、申立人自身にもB市において国民年金の加入手続きを行った記憶は無いほか、同市においても、申立人の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、その兄が20歳の時は学生で、国民年金に加入しており、国民年金保険料は申立人と同様に、申立人の母親が納付していたと述べているが、申立人の兄が20歳時点で国民年金に加入していた記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から45年3月まで

昭和40年3月に結婚し、翌年の41年ごろ、義母が私の国民年金加入手続を行った。

国民年金加入後の国民年金保険料は、義母が昭和53年に亡くなるまでは、義母が夫と私の保険料をまとめて納付し、義母が亡くなってからは、私が夫と自分の保険料をまとめて納付した。

また、結婚前の未納期間についても、義母がまとめて保険料を納付した。

義母は税金等を滞納しないで、必ず納付していたので、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、結婚後の昭和41年ごろにその義母が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年8月ごろに払い出されており、申立人の主張と一致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚前の20歳からの未納期間の保険料についても、その義母がまとめて納付したとしているが、まとめて納付したとする時期、納付金額及び納付方法等について承知していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から40年3月まで

国民年金は、自分が20歳になったら加入して結婚するまで掛けておいてあげるという母親の言葉を記憶している。兄及び姉の国民年金は納付済みとなっているのに、自分だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和40年4月20日発行と記載されていることから、そのころに国民年金の加入手続が行われ、申立人の20歳誕生日前日までさかのぼって資格取得が行われたと推認できる。

また、国民年金の加入手続が行われた昭和40年4月の時点では、申立期間の一部は過年度保険料となり、さかのぼって国民年金保険料を納める以外に納付の方法は無いが、申立人に聴取しても申立人の母親が過年度保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、申立人の母親が行ったとして申立人は関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から55年12月までの期間及び58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から55年12月まで
② 昭和58年10月から61年3月まで

昭和49年10月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局か銀行で納付し、56年から63年までC市に居たころは、C市役所で納付した。領収書等については保管していないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人は、昭和49年10月ごろA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、社会保険事務所及びC市の記録から、申立人は昭和56年1月6日にC市において任意加入していることが確認できる。また、申立期間も任意加入の対象期間であったことから、同年1月の時点では、制度上さかのぼって被保険者とはなり得ず、資格取得日より前の申立期間について国民年金保険料を納付することはできない上、D社会保険事務所及び同市には、申立人が国民年金に加入した形跡が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、②の期間については、申立人が所持する年金手帳、社会保険事務所及びC市の記録から昭和59年4月9日に資格喪失していることが確認でき、そのほとんどが未加入期間であり、一部の期間は納付が可能であったものの、申立人の納付状況に係る記憶は明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の二つの申立期間は併せて110か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から39年3月まで

私は、昭和37年に結婚した時から国民年金に加入していた。夫の農協の組合員勘定から夫及び義母の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付してきた。組合員勘定は残高が不足していても農協が立替納付してくれるので、申立期間について夫が納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できない。申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の義父及び夫は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金被保険者管理簿索引表から昭和39年10月から40年5月までの間に払い出されたと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付する以外には納付の方法が無いが、申立人が過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の夫の組合員勘定から引き落とされていたとしているが、申立人の夫が農協の組合員になったのは昭和38年9月1日であることから、37年12月の結婚当初から農協の組合員勘定によって納付していたとの申立ては不自然であるほか、払出日の時点で過年度分となる申立期間の国民年金保険料を組合員勘定から納付したとは考え難い。

加えて、申立人が住民登録していたA市及びB市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、昭和39年10月以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

20歳になったところに、父親に同行してもらい、A市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行うとともに、国民年金保険料200円を納付した。

その後の国民年金保険料は、自分が母親に渡していた毎月の食費等の中から父親が同出張所で納付していたはずであり、申立期間について保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間の保険料の納付にほとんど関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料納付に関与したとする申立人の母親も、保険料の納付状況についての記憶があいまいであることから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和48年3月ごろに払い出されたものと推定でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間について国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立期間当時、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月ごろから 61 年 10 月ごろまで

申立期間について、A社に勤務し、B施設のC業務をしていた。当時一緒にC業務をしていた同僚は厚生年金保険に加入しているとのことなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間のうち、夏の期間（4月から10月ごろまで）について、A社に勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 57 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立当時の管理職に照会したところ、「C業務に係る厚生年金保険の加入については、一応雇用した全員を加入させることとしていたが、毎年採用時に説明し、家庭の事情（配偶者の扶養家族になっている）等で加入できない者については加入させていなかった」と述べており、申立人が所持していた昭和 59 年住所録から確認できる申立人を除く 21 人の社会保険事務所の記録を確認したところ、8 人しか厚生年金保険に加入している記録は確認できない上、前述の 21 人の同僚のうち 5 人に照会したところ、3 人が「厚生年金保険の加入について希望を聞かれた」としており、このうち 2 人については、「国民年金に加入していたので、厚生年金保険には加入していない」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の名前は記載され

ておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、配偶者の健康保険の被扶養者となっている上、国民年金に加入し、納付期限内に保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から30年10月まで

昭和27年4月から30年10月まで、A社で勤務していた。厚生年金保険料の控除についての記憶は無いが、A社は大きな会社であったので、厚生年金保険に加入していたと思う。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、事業主及び役員も当該事業所では厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主は死亡している上、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を名字しか記憶していないことから同僚を特定できず、これらの者から申立人の勤務状況や当該事業所の厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 27 日から 45 年 5 月 1 日まで
昭和 43 年 5 月 27 日付けでA社に入社し、45 年 4 月 30 日まで継続して勤務していた。

A社に入社後、同事業所から健康保険証を受け取っており、また、申立期間当時、同事業所は、公共工事を請け負うきちんとした事業所であったので、当然、社会保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する供述、A社の事業主及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 47 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、これより以前に、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、申立期間については同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所において、厚生年金保険の適用時から被保険者であった者について、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間に厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所において、厚生年金保険の適用時に被保険者資格を取得した者のうち二人は、いずれも「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とな

る以前に、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月21日から24年8月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年4月1日まで

昭和21年8月21日から28年1月までA病院で勤務しており、平成19年10月に昭和24年8月1日から同年11月1日までの同事業所における厚生年金保険被保険者期間が見付かった。

記録が見付かった前後の期間である両申立期間についても、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、事業主が提出した在職期間証明書により、申立人がA病院で勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険の適用時から被保険者であった者について、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

3 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなり、その後、25年4月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所が昭和 25 年 4 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となった時に加入した被保険者について、社会保険事務所の厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間②において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

- 4 両申立期間について、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したが、「関係資料が保存されておらず不明である。」との回答があり、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、連絡が取れた同僚 6 人のうち二人は、各々昭和 21 年 8 月、20 年 3 月の勤務開始と同時に厚生年金保険料が給与から控除されていたとしているものの、その事実について確認できる関連資料や具体的な供述を得ることはできなかった。

一方、上記同僚のうち残る 4 人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していない期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことについては、よく覚えていないと供述している。

- 5 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月21日から同年7月1日まで
② 平成4年10月16日から5年3月1日まで

平成4年1月21日にA社にB職として就職し、13年1月まで勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、4年7月1日から同年10月16日までの期間及び5年3月1日から65歳に到達するまでの期間しか厚生年金保険に加入していないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、事業主及び同僚の供述により、申立人は、A社にパート勤務のB職として平成4年1月21日から13年1月31日まで勤務していたことが認められるが、申立人が、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所の当時の総務担当者は、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、「申立期間当時、パート勤務の職員は、厚生年金保険に加入させていなかったもので、平成4年に社会保険事務所から、パート職員であっても加入要件を満たしている者については全員加入させるよう指導を受けたことから、保険料を全額会社で負担し、全員加入させたが、該当職員から保険料控除等に対する理解が得られず、苦情が相次いだために、職員により期間は異なるが2か月から3か月程度の期間厚生年金保険に加入させた後、資格喪失させた。このことについては、申立人に対する説明を怠ったと思う。また、申立人について、5年3月にもう一人のB職が厚生年金保険に加入することとなった

ため、同時に再加入の手続を行った。」と述べており、当該事業所が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金被保険者資格喪失確認通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日はいずれも社会保険事務所の記録と一致している。

このような状況の下、当該事業所が申立人から、両申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る社会保険事務所の記録を確認したところ、この時加入させたとする職員のうち5人は、申立人と同様に平成4年9月14日に同年7月1日にさかのぼり厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年9月中に同資格を喪失していることが確認できる上、申立期間について被保険者であった形跡が無く、5人とも「当該期間を含め、勤務期間中に厚生年金保険料が控除されていたことは無く、2か月厚生年金保険に加入していた事実も知らない。」と供述している。

加えて、雇用保険の加入記録においても、両申立期間における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年4月1日まで
昭和40年11月にA社に就職し、41年7月まで働いたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。当該事業所の在籍証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出したA社発行の申立人の在籍証明書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当時の同僚は、「当該事業所では、B部の年間の仕事の大半が終了する11月に入社するのは日雇の労働者で、これらの労働者については厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立人が同僚であったと供述している同僚6人のうち4人については、社会保険事務所の記録によると、申立期間における当該事業所の厚生年金保険の被保険者としての記録が認められない。

さらに、当時の他の同僚は、「当該事業所では、試用期間があり、自分も入社後すぐには厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述している。

加えて、C保険組合は、「A社は、昭和22年6月から同組合に加入しており、2種被保険者が多い事業所であった。」としている。

なお、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したが、資料が保存されていないとして、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から32年3月まで

昭和30年か31年の9月にA社B事業所の下請けであったC社を退職し、30年か31年の10月からA社B事業所に採用され、D作業員兼E作業員として32年3月まで勤務した。

給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社B事業所の現場で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料がない上、申立人は、厚生年金保険料の控除の状況、勤務の期間等に係る具体的な記憶も無い。

また、申立人がA社B事業所の現場で勤務していたことを複数の同僚が供述しているものの、D作業員又はE作業員は必ずしも当該事業所の社員とは限らないとの供述もあり、申立人の申立内容を裏付ける明確な供述は得られない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は昭和31年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所ではなかった可能性も否定できない。なお、C社は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人及びその他の同僚一人の二人について、同人らが記憶している当該事業所における入社日と社会保険事務所の厚生年金保険の記録を比較したところ、入社後4か月から4年半の期間において厚

生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業主は、採用後直ちには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推察できる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、A社B事業所は、昭和40年の事業廃止に伴い同年9月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その後解散しており、A社本社も法人登記簿上における所在地が不明であることから、事業主から申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 12 日まで
② 昭和 48 年 6 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について加入した記録が無いと回答を受けた。昭和 48 年 4 月から同年 10 月末までの期間は、A大学の夜間部に通学しながら、B社に勤務していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された雇入日及び退職日が確認できる社員名簿、申立期間当時から当該事業所で勤務している代表取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は昭和 48 年 5 月 12 日から同年 10 月 3 日まで当該事業所で勤務していたことは推認できるが、両申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時から当該事業所で勤務している代表取締役に照会したところ、「申立期間当時の書類は、社員名簿以外には保管していないことから厚生年金保険の加入について、申立期間当時の状況は不明である。」と供述しているが、申立人の社員名簿には「アルバイト、勤労学生」と記載されていること、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は正社員としての採用ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の資格取得が昭和 48 年 5 月 12 日、資格喪失が同年 6 月 21 日と記載されているが、記録に不自然さは見られない上、雇用保険の加入記録においても、同年 5 月 12 日に資格取得、同年 6 月 20 日に離職しており、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日（離職票の翌日）の記録と合致している。

加えて、当該事業所から提出された社員名簿に申立人と同様に「アルバイト、勤労学生」と記載されている、申立人と同時期に勤務していた同僚に照会を行ったところ、「私はアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、社会保険事務所の記録においても加入した事実はない。また、申立人から名前の挙がった同僚であり、社員名簿に「アルバイト、勤労学生」と記載されている同僚に照会を行ったところ、「私は、B社で1年以上勤務したと記憶している。」と供述しているが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間は3か月間であることから、当該事業所では、アルバイトの厚生年金保険の加入について何らかの基準により、加入の判断を行っていたものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から38年5月1日まで
平成19年7月に申立期間についての厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、脱退手当金が支給済みであると回答をもらった。
申立期間の後に勤務した事業所の脱退手当金は受給した記憶があるが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和38年6月7日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、社会保険庁が当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に対しては、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ受給したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、申立期間後に係る脱退手当金の請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 27 日から 39 年 4 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、脱退手当金が支給済みのため被保険者期間として認められないとの回答を社会保険事務所からもらった。

申立事業所には昭和 31 年 3 月から 39 年 4 月まで勤務していたが、脱退手当金が支給された時期は妊娠中で身体の調子が思わしくなく、貧血気味で外出もできない状況であった。当該期間について、脱退手当金は受け取っていないため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所における被保険者名簿について、申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 9 月の前後約 2 年間に資格喪失した者 14 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、このうち 7 人については資格喪失日の約 1 か月後から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっているほか、申立人の同僚が「脱退手当金は結婚したらもらえると思っていた。退職時に会社から脱退手当金の説明は無かったが、会社の総務が手続きをしていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 9 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

さらに、申立人は申立期間の事業所を退職した際の手続や退職金受給の有無などについての記憶が明らかではないなど、申立人に照会しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 26 日から同年 9 月 26 日まで
② 昭和 27 年 5 月 1 日から 41 年 10 月 11 日まで

平成 19 年ごろ社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであると言われた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 41 年 10 月の前後 5 年以内に資格喪失した者 26 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 人が資格喪失日の約 7 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時退職する女性のほとんどが事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行し、受給していたと申立人の同僚が証言していることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 4 か月後の昭和 42 年 3 月 2 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所

へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年ごろから40年ごろまで
勤務時期ははっきりしないが、A社に1年から2年くらい勤務していた。
B社C事業所内で、Dの製造をしていた。
同僚等の名前も記憶していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、同事業所に係る雇用保険の記録も確認できない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確では無い上、一緒に勤務していた同僚等の名前も記憶していない。

なお、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、1年のうちの一定期間に限って厚生年金保険の適用事業所であり、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の状況は確認できず、B社に照会したが、当該事業所が下請け業者だった事実を確認できない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者に照会したところ、「当該事業所は事務職しか厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

その上、厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないこと

から、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで
昭和 49 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで、A 県では仕事が無いので B 社の親会社である C 社に期間限定で働きに行った。
厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたという C 社は社会保険事務所の記録等により、D 社 E 事業所（現在は、F 社 G 部。以下同じ。）であることが確認できる。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったという同僚の供述から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、当該事業所に係る雇用保険の記録も確認できない。

なお、前述の同僚についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚に照会したところ、「勤務期間が 3 か月程度の短期間の仕事であったので、厚生年金保険には加入していない。」と述べている。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できた者及び当該事業主に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、

一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月8日から38年10月23日まで
昭和35年4月1日から38年10月までA社B工場に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、37年9月8日に退職していることになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B工場における申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所を継承したC社に照会したが、申立当時の資料が保存されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況については確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚二人については、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に昭和37年9月8日に厚生年金保険の資格を喪失している上、そのうちの一人に照会したところ、「昭和37年9月に人員整理があり、全社員の3分の1が解雇された。申立人が一緒に解雇されたかは記憶に無いが、比較的勤務年数の短い人がこの対象になっていたので、申立人は自分より後に入社したため、解雇の対象になっていたと思う。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していた者に照会したところ、複数の者から「申立人の名前に記憶は無いが、昭和35年と37年にD

設備の操業を休止したことから人員整理が行われ、大多数の者が退職した。その後、38年10月ごろにD設備の操業を再開したので再雇用された。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立人が入社した昭和35年4月から36年3月までに厚生年金保険の資格を取得した45人の記録を確認したところ37人が37年9月までに資格喪失しており、そのうち14人が同年9月8日に喪失したことが確認できる。

その上、申立人は、社会保険事務所の記録によると申立期間のうち昭和37年11月から申立事業所とは別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月15日から29年10月2日まで

申立期間については、A基地においてB施設のC業務やD施設のE業務をしていた。社会保険事務所に照会したところ申立期間は、健康保険のみに加入し厚生年金保険には加入していない旨の回答があったが、健康保険に加入していれば、厚生年金保険にも加入していると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A基地に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和26年8月15日に健康保険の任意包括適用事業所として加入し、29年10月10日にこの適用事業所に該当しなくなるまで健康保険のみ適用を受けており、申立人の申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

基地の労働者は、F通達により、Gとして、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていた。しかし、26年7月1日以降、H業務に使用される労働者は、Gとしての身分を喪失し、I契約に変わったため、J通達により、申立人のようにB施設に使用される者は厚生年金保険の強制被保険者とはならないものとされたことから、任意包括被保険者として取り扱われたものとみられる。

さらに、一緒に勤務していたという同僚についても、申立期間に厚生年金保険に加入していた形跡は無い上、所在が確認できた同僚に照会したが、申立当

時の厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 3 月 20 日まで
② 昭和 35 年 4 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 32 年 6 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、同年 3 月 20 日から同年 4 月 20 日までしか厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、事業主及び一緒に勤務していたという同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、①当時の事業主に照会したところ、申立人は見習い工員だったと述べていること、②申立人が通学していたという定時制高校の指導要録には 2 学年（昭和 35 年度）以降には勤務先として「B 社」が記載されているのに 1 学年の時（昭和 34 年度）は勤務先が記載されていないこと、③社会保険事務所の記録から申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できた同僚に照会したところ「当該事業所では、皆 1 年間は見習い期間があった」と述べていること、④当該同僚及び申立人が一緒に勤務していたという同僚の社会保険事務所の記録を確認したところ、聴取した入社日より相当経過してから厚生年金保険に加入していることから判断すると、当該事業所において、厚生年金保険の加入については、入社と同時に一律に加入させておらず、事業所における職種

等、何らかの基準により、入社後相当期間経過後に加入手続きを行い、かつ、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和35年4月20日と記載されていることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられない。

加えて、厚生年金保険の資格喪失日以後も勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、同僚等からもこれに関する具体的な供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 9 月まで
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 6 月まで

昭和 37 年 4 月に入社した A 社の標準報酬月額が 40 年 10 月から下がっており、また、43 年 10 月に入社した B 社でも 47 年 10 月から下がっている。入社から退社の間に給料が減額されたことは無く、標準報酬月額が下がった場合には気が付くと思うが、そのような記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主から提出のあった社員名簿から、申立人の基本給は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

また、申立期間の直前（昭和 40 年 7 月から同年 9 月）の社会保険事務所が記録する標準報酬月額は、昭和 40 年 4 月の昇給に伴い同年 7 月に改定されたものであるが、社員名簿で確認できる同年 7 月の基本給と比較して高いものとなっており、一方、同年 4 月から 6 月の標準報酬月額及び申立期間①である同年 10 月の定時決定における標準報酬月額は、基本給に見合った標準報酬月額であることから、同年 4 月から 6 月の間に支給された給与に何らかの手当等の上乗せがあったものと考えられ、その結果として、一時的に同年 7 月改定で標準報酬月額が上がり、その後、前述の何らかの手当等の減額若しくは支給停止により、申立人の標準報酬月額が下がったものと推測できることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、妥当性を欠くものではないと判断できる。

2 申立期間②について、事業主から提出のあった資料から、申立人の基本給は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することはできない。

また、申立人は、B社では基本給以外に残業代や他の手当は支給されていなかったと供述しているが、申立人の標準報酬月額は、基本給と比較して3等級から4等級は高い標準報酬月額となっていたことから、基本給以外の手当等があったものと思われ、標準報酬月額の改定に影響した可能性を否定できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の6か月後に被保険者となっている者の標準報酬月額も、申立期間②において、申立人と同様に推移していることが確認できる。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月ごろから 20 年 12 月ごろまで

私は、戦争のため、予定より早く高等学校を卒業し、昭和 19 年 1 月から A 社 B 支店に就職した。20 年 6 月 20 日から陸軍に招集された後、同年 9 月 20 日から同社 C 支店の配属になった。

陸軍に招集されていた期間も給与は同社から貰っていた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い上、当該事業所に勤務していた期間の記憶及び一緒に勤務していた同僚等の名前の記憶が明確でない。

また、A 社 B 支店に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態等は確認できないが、申立当時は臨時雇用期間があったようだ。」と述べているとともに、申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる者 4 人に照会したところ、一人は申立人の名前に記憶があったが、勤務期間までは特定できず、他の 3 人は申立人の名前を記憶しておらず、「当該事業所は、2 年程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べており、事実、当該同僚が記憶している入社日と社会保険事務所の記録で確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日は 2 年程度の期間の相違が確認できることから判断すると、当該事業所において、厚生年金保険の加入については、事業所における職種等、何らかの基準により、従業員について厚生

年金保険の加入手続きを行わず、かつ、従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推測される。

加えて、申立人の当該事業所における職種は事務職であり、申立期間のうち昭和19年1月から同年9月までの期間は、事務職を対象とした厚生年金保険制度発足前の期間である。

なお、従軍期間中に当該事業所において被保険者期間が確認できる者は、従軍期間前に被保険者資格を取得した者しか確認できない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 9 月 26 日から 44 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、社会保険庁の記録では、A社において昭和 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、次の職場であるB社に移った 39 年 4 月 1 日まで継続して勤務していた。

申立期間②については、社会保険庁の記録では、B社において昭和 39 年 9 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになるが、44 年 3 月 31 日に退社するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険に加入していた事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、申立人が、A社において一緒に勤務していたとする同僚のうち、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できた一人は、「申立人が当該事業所で勤務していたことは記憶しているが、退社した時期までは分からない。」と供述しているほか、申立期間中に当該事業所で被保険者資格を取得した者 4 人に照会したところ、回答があった一人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しており、ほかに申立人が昭和 39 年 3 月 31 日まで当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明で

あることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、申立人が、B社において一緒に勤務していたとする同僚一人の供述から判断すると、申立人が、当該期間のうち昭和43年以前の期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚は、申立人の退社時期について、「申立人は昭和43年ごろ退社したと記憶している。」と供述している上、申立期間中に当該事業所で被保険者資格を取得した者のうち生存が確認された4人に照会したところ、このうち一人は、「申立人と一緒に勤務していた記憶が無い。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人とは一緒に勤務していた記憶があるが、親しい間柄ではなく、退社時期は分からない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和44年3月31日まで当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。一方、当該同僚二人が記憶している自身の退職日と社会保険事務所の資格喪失日に係る記録を比較したところ、両人の退職日と資格喪失日は合致している。

さらに、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「当時の状況を知る者に確認したが、申立人の具体的な退社時期は判明しなかった。」との回答があるとともに、当時の資料は廃棄しているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間②のうち昭和39年9月28日から同年10月2日までの期間について、申立人が当該事業所とは異なる事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、申立期間②のうち昭和41年4月から43年3月までの期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、当該国民年金保険料が納付済みとなっていることについて、「何かの都合で当該事業所の事業主が納付したのだと思う。」と供述しているなど、申立内容には不自然な点も見受けられる。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 45 年 2 月 1 日まで
定時制高校在学中に、A 県 B 事務所（現在は、C 事務所。以下同じ。）のアルバイトの求人に応募して、昭和 44 年 3 月 3 日に採用され、D 業務や雑用を行っていた。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間について B 事務所に勤務していたと認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、「申立期間において、当該事業所で勤務していたアルバイトは自分一人であった。」と供述しているほか、申立人が同じ業務の前々任者であったとする申立人の高等学校の先輩についても、申立人が名字しか記憶していないため個人の特定ができず、同人について厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の当初は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所が適用事業所となって以降に被保険者資格を取得した者のうち、生存が確認された 4 人に照会したところ、このうち採用時に臨時職員であった一人については、採用から約 1 年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、臨時職員について、採用後、一定期間において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を行う取り扱いがあったものと考えられる。

加えて、C事務所に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、公共職業安定所から雇用条件がしっかりしていると紹介されたA社で勤務していた。

申立期間②は、父の紹介で、B社で見習いとして勤務していた。入社後1年くらいで社会保険に加入させると事業所から説明を受けた記憶がある。

申立期間③は、C社で勤務し、正社員としてD商品の訪問販売の仕事をしていた。

申立期間④は、事業所名は記憶していないが、公共職業安定所の紹介でE市F区G近郊にあるHの製造会社で勤務し、正社員として、I作業やJ作業をしていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

2 申立期間①については、申立人のA社における業務内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人は、当時、事業主及び同僚4人と一緒に勤務していたと主張

するが、申立人がその氏名等を明確に記憶していないため、個人を特定することができず、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 3 申立期間②については、申立人のB社における業務内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人は、当時、事業主及び同僚4人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人がその氏名等を明確に記憶していないため、個人を特定することができず、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 4 申立期間③については、申立人のC社における業務内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、申立人は、当時、同僚一人と一緒に勤務していたと主張するが、申立人が同僚の名字しか記憶していないため、個人を特定することができず、同僚から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 5 申立期間④については、申立人が、勤務していたとする事業所の名称を記憶していないため、申立てに係る所在地周辺について調査を行ったが、申立てに係る事業所を確認することはできず、厚生年金保険の適用状況等を確認することができない。

また、申立人は、当時、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

中学校を卒業後、昭和 31 年 3 月から A 社に勤務しており、同年 4 月 1 日付けで正式採用となったはずであるが、社会保険庁の記録では、31 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになる。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 42 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人は、当時、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、申立期間前後において当該事業所で被保険者であった者 6 人に照会したものの、申立人が昭和 31 年 4 月 1 日から当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。加えて、当該 6 人のうちの一人は、自身が記憶している入社日と社会保険事務所の資格取得日に係る記録を比較したところ、入社日より 11 か月遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月23日から45年9月21日まで

申立期間は、A社において代表取締役として約1年間勤務し、その後は役員として勤務していた。同社は、B業務及びC業務などを行っており、主な取引先がD市のE社であった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

登記簿の記録により、申立期間のうち昭和41年2月23日から同年12月25日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことが認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和44年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち41年2月23日から44年8月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が、当該事業所において一緒に勤務していたとする同僚の一人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった後に被保険者となった者5人に照会したものの、申立人が昭和45年9月21日まで当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成4年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られなかったことから、申立人に係る勤務実態及び申立人が申

立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 14 日から 41 年 4 月 1 日まで
昭和 40 年 6 月から 41 年 7 月 1 日まで、A 市役所に臨時職員として途切れることなく勤務していたが、申立期間については厚生年金保険に加入していないことになっている。勤務先は B 病院で、C 事務を担当していた。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管する人事記録により、申立人が申立期間において A 市役所に勤務していたことが認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 7 月 1 日であることが確認できる上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 5 人のうち、当該事業所において厚生年金保険の加入が確認できる二人の被保険者資格取得年月日は、いずれも、同日以降であることが確認できる。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった後に当該事業所で被保険者となった者 3 人に照会したところ、このうち二人について、採用からそれぞれ 8 か月後、3 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうち一人は、「厚生年金保険には採用後すぐに加入することはなく、その期間は個人ごとに異なっていたようだ。」と供述しているほか、申立人が同僚とする者の一人も、「約 6 か月間の試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、臨時職員として採用した者について、個別に判断して厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ってい

たものと考えられる。

加えて、当該事業所に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 39 年 8 月に A 社 B 支店（現在は、A 社 C 支店。以下同じ。）で臨時職員として採用され、運転業務をしていたが、冬期には仕事がなくなるので 40 年 1 月にいったん退社し、同年 4 月に再び入社して同年 8 月まで勤務していた。しかし、いずれの期間も厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、D 保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

2 申立期間①については、A 社 C 支店に照会したところ、当時の資料は廃棄しているため、申立人の勤務状況等については確認できなかった。

また、申立人は、A 社 B 支店において、当時 3 人の同僚と一緒に勤務していたと主張するが、このうち申立人が氏名を記憶している一人は申立期間①について厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、「申立人とは一緒に勤務した記憶はあるが、具体的な時期までは記憶していない。」と供述しており、他の二人は申立人が名字しか記憶していないため個人の特定ができず、これらの者から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

3 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時、季節的な雇用や短期間の雇用である臨時職員については、厚生年金保険に加入させていなかった。」との回答があった。

また、申立人は、「当時、臨時職員であった。」と供述している上、申立期間前後において当該事業所で被保険者であった者二人に照会したところ、いずれも、「臨時職員であった時期には厚生年金保険に加入しておらず、正社員となってから加入した。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、臨時職員について、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
昭和 36 年 2 月に A 社に入社後、37 年 3 月に特殊車両の運転免許を取得して本採用となり、B 町、C 町間の D 作業及び E 作業を行っていたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことになっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる上、事業主の所在も不明であることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち二人については、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者が同僚とする者一人についても、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡が無いことを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものではなかったと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立人

の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 14 日から 56 年 11 月 1 日まで

A社には、昭和 53 年 8 月から平成元年 1 月まで勤務していたが、昭和 55 年 3 月 14 日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、62 年 6 月 1 日に再度適用事業所となるまでの期間も厚生年金保険料を控除され続けていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間についてA社に勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成元年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人に照会したところ、このうち、当時、当該事業所において社会保険関係の事務を担当する労務課長であった者は、「適用事業所でなかった期間は、厚生年金保険料を給与から控除しなかった。」と供述しているほか、他の二人からも、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該労務課長であった者が、「当該事業所が適用事業所でなくなった昭和 55 年 3 月 14 日以降、自分も含めて従業員は健康保険の任意継続の手続を行った。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立人は、

申立期間において、当該労務課長であった者等と共に健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

中学校を卒業した昭和 32 年 4 月 1 日に A 社に入社し、36 年 6 月 30 日まで勤務していた。当初は、B 町において、運転助手として C 作業や D 作業に従事していたが、34 年から、同社が E 支店を設立するに当たって、F 市に長期出張していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間のうち 32 年 4 月 1 日から 34 年 11 月 1 日までの期間については適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、A 社 E 支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは 37 年 4 月 1 日であり、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚で個人が特定できた 8 人のうち 4 人については、申立期間において当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、当該 8 人のうち生存が確認された 6 人に照会したところ、このうち 4 人については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前から当該事業所に勤務していたにもかかわらず、適用事業所と

なった後3か月から2年2か月経過した時点で被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該同僚のうち当該事業所において事務長であった者が、「当時、G作業員は厚生年金保険に加入させていたが、これ以外の者のうち相当数は同保険に加入させていなかった。」と供述していることを踏まえ、当該事業所では、G作業員以外の者については、厚生年金保険の適用事業所となった後、一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取り扱いがあったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和63年11月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで
④ 昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 45 年 4 月から同年 10 月まで

昭和 41 年から 45 年まで、毎年 4 月から 12 月ごろまでの期間、父、母及び私の 3 人が、A 社に季節雇用者として勤務した。

この間の厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入した記録が無いと言われた。

厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業主に照会したところ、関係書類が保存されておらず、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人から、「申立人及びその両親と同時期の昭和 41 年ごろに当該事業所に季節雇用者として採用され、申立人の両親が退職する 49 年か 50 年ごろまで勤務した。当時、当該事業所では、B 業務を

担当する季節雇用者を、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

加えて、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚二人からも、「申立期間当時、当該事業所では、B業務を担当する季節雇用者を厚生年金保険に加入させていなかった。当該事業所では、昭和51年8月からB業務を担当する季節雇用者を厚生年金保険に加入させるようになった。」との供述があった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 47 年 5 月まで
② 昭和 52 年 5 月から 58 年 2 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から 63 年 12 月まで

昭和 42 年 10 月から 47 年 5 月まで、A 社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

昭和 52 年 5 月から 58 年 2 月まで、B 社（昭和 57 年 7 月 1 日に C 社に名称変更。以下同じ。）に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

昭和 58 年 10 月から 63 年 12 月まで、D 社に勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、すべての申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。
- 2 申立期間①については、申立人が勤務していたとする A 社は、所在地を管轄する法務局には商業登記の記録は無く、また、社会保険事務所にも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、連絡先が確認できず、当該事業所における厚生年金保険の適用状況や申立人の勤務状況等について確

認することができない。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間②中にB社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、B社は、平成2年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び一緒に勤務していたという唯一の同僚も所在不明のため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間③中にD社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

加えて、申立人と入れ替わりで当該事業所に勤務したとする同僚からは、「申立期間当時、D社は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、従業員はだれも厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。申立人も、厚生年金保険に加入していない。」との供述があった。

その上、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日

昭和 39 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで、A 社 B 支店等に勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について、加入の記録が無いとの回答であった。

申立期間中の昭和 39 年 8 月 20 日に労災事故に遭い、C 病院に入院しており、申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは間違い無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 39 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで A 社 B 支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人及び同僚 6 人について、社会保険事務所の記録から、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の資格取得との関係を見ると、本人が記憶している採用時期と同時に厚生年金保険の資格を取得しているのは、二人のみとなっており、これらはいずれも本社採用であるのに対し、ほか 4 人は本人が記憶している採用時期の 2 か月から 5 か月後に厚生年金保険の資格を取得しており、これらはいずれも B 支店等の地方支店採用とな

っている。このことから、当該事業所では、B支店等の地方支店採用の従業員については、採用から一定期間をおいて厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人及び当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚一人は、いずれも「A社B支店では、試用期間を設けており、入社後、本採用になるまで厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。